

半田市水道水質検査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の専用水道設置者が適正な水質検査及び水質監視を行うことに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この要綱の対象は、専用水道設置者とする。

(水質検査・水質監視項目)

第3条 この要綱に定める水質検査・水質監視項目は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第15条第1項第1号イに規定される毎日検査項目、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に規定される水質基準項目（別表1）、水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年厚生労働省健康局長通知第1010004号）において定められた水質管理目標設定項目（別表2）並びに水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について（平成4年厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知第270号）で示された原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用な項目（以下「原水管理項目」という。）（別表3）及び要検討項目（別表4）とする。

(水質検査実施内容)

第4条 水質検査実施内容については、次のとおりとする。

(1) 採水場所

ア 専用水道設置者は、水質検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定すること。ただし、一つの配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。

イ 検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。

ウ 検査に供する水の採取場所の数は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定すること。ただし、規則第15条第1項第2

号に従い給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水の場所として選定することができるものとする。

(2) 定期検査

ア 毎日検査項目

専用水道設置者は、規則第15条第1項第1号イに従い、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施すること。

イ 水質基準項目

専用水道設置者は、水質基準項目の水質検査を、規則第15条第1項第3号及び第4号に定める検査頻度に従い、実施すること。

ウ 原水検査

専用水道設置者は、全ての水源の原水について、水質基準項目（別表1中21から31の項目を除く。）の水質検査を、水質が最も悪化する時期を含んで1年に1回以上実施すること。また、低減化処理を行っている項目にあつては、必要に応じ、検査回数を増加して実施すること。

エ 水質管理目標設定項目等

専用水道設置者は、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から水質管理目標設定項目、要検討項目及び原水管理項目の検査の実施に努めること。なお、給水栓の採水場所は水質基準項目と同一場所とし、必要に応じて原水においても検査を実施すること。

オ 水質監視頻度

監視は1年に1回以上実施すること。

(3) 臨時検査

水道水が基準値を超過するおそれがある次のアからカまでの場合は、水質基準項目等のうち必要な項目について、直ちに、給水栓水等の水質検査を行うとともに、必要に応じ、原水の水質検査も行うこと。

ア 異常な渇水、洪水時等において原水の水質が著しく悪化したとき又はそのおそれがあるとき。

イ 水源の上流で汚染事故が発生したとき等において原水の水質に異常があったとき又はそのおそれがあるとき。

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行してい

るとき。

エ 浄水過程に異常があったとき。

オ 水道工事等による断減水があったとき又は水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

カ その他特に必要が認められるとき。

(報告)

第5条 報告については、次のとおりとする。

(1) 水質検査計画の報告

専用水道設置者は、水質検査計画を前年度末日までに市長に報告すること。

(2) 水質検査結果等の報告

専用水道設置者は、第4条の水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等を翌年度5月末日までに様式第1及び様式第2により、市長に報告すること。ただし、水道統計調査の水質編又は専用水道設置者が独自に作成する水質年報等を提出することで、様式第1の報告を省略することができる。

(3) 水質監視結果の報告

専用水道設置者は、様式第3により水質監視結果を翌年度5月末日までに市長に報告すること。ただし、水道統計調査の水質編又は専用水道設置者が独自に作成する水質年報等を提出することで、様式第3の報告を省略することができる。

(水質異常時の対応)

第6条 水質異常が発生した場合の対応方法については、次のとおりとする。

(1) 別表1中1から31までの項目の対応

ア 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

専用水道設置者は、基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、水道法第23条の規定に基づき、直ちに取水又は給水の緊急停止措置を講じるとともに、市へ通報を行い、当該水の使用が危険である旨を住民等関係者にテレビ、ラジオ、広報車等を用いて周知するとともに、応急給水等を適切に行うこと。なお、人の健康を害するおそれがある場合とは、次のような場合とする。

(ア) 水源又は取水、導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質

により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

- (イ) 浄水場以降の過程にある水が、病原微生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- (ウ) 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- (エ) 工業用水又は農業用水等の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

イ 基準値超過となるおそれのある場合の措置

専用水道設置者は、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、市へ通報し、必要に応じて給水停止及び関係者への周知を行うこと。

- (ア) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき。
- (イ) 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。
- (ウ) 魚が死んで多数浮上したとき。
- (エ) 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。

ウ 水質異常の早期発見

専用水道設置者は、原水における水質異常を早期に把握するため、常に水源の監視を行うとともに、原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等の導入を図ること。また、平常時より関係行政機関の協力を求め、水源付近及びその後背地にある汚染源又は汚染源となるおそれのある工場、事業場、ゴルフ場等の立地状況及び汚染物質の使用並びに排出状況等の把握に努めること。

(2) 別表 1 中 3 2 から 5 1 までの項目の対応

専用水道設置者は、基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び市への通報等を実施すること。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、前号の対応と同様に扱うこと。

(3) 原水の対応

各専用水道設置者は、原水の水質検査結果に基づき、次により原水水質の維持管理強化を図ること。(別表1中1の項目及び別表2の項目並びに低減化処理を行っている項目等を除く。)

ア 基準値を超過した項目

水質検査結果が省令に規定する基準値を超過した場合は、直ちに給水栓水の水質検査を行うとともに、当該検査項目について当該原水の水質検査を少なくとも1か月毎に1回以上、6か月間実施すること。

イ 基準値の50%を上回った項目

水道原水の水質動向を確認するため、水質検査計画の検査実施回数の見直し等を行い水道水の安全確保に係る管理計画を策定すること。

ウ 基準値の70%を上回った項目

第2号の対策を実施するとともに、健康に影響を与える項目については、低減化対策について検討すること。

(4) 水質管理目標設定項目等の対応

専用水道設置者は、水質管理目標設定項目等が目標値等を超過し、水質管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、人の健康を害するおそれがあるときは、当該項目に係る低減化対策、取水・給水の停止及び市への通報等を実施すること。

(5) 水質異常時の危機管理体制の整備

専用水道設置者は、水源の汚染又は汚染のおそれが発見された時に、直ちに前4号の対応がとれるよう危機管理マニュアル等を作成し、関係行政機関(市・管轄警察・河川管理者等)及び関係機関(水資源機構・漁業協同組合等)等への通報体制を整備するとともに、同体制を関係者に周知すること。また、水源の汚染等の発見の連絡通報があった場合における、専用水道設置者での組織内部の連絡網についても危機管理マニュアル等に明記すること。

(クリプトスポリジウム等の対策)

第7条 水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施については、別の方法により的確に対策を講じるものとする。

(その他)

第8条 自ら水質検査(第4条第1号の検査を除く。)を実施している専用水道設置者

は、水質検査に当たって、毒物及び劇物取締法等関係法令に基づき試薬等の管理を行うとともに、水質汚濁防止法等関係法令に基づき検査廃液、使用済みの試薬等の処理を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

水質基準項目

(最終改正：平成26年厚生労働省令15号)

	検査項目	基準値等
1	一般細菌	100個/mL以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブromホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	ジオスミン	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	0.005mg/L以下
46	有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

水質管理目標設定項目

(最終改正：平成26年3月31日付け健発0331号第30号)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下
4	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
6	削除	削除
7	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
11	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以下100mg/L以上
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下

水質管理目標設定項目の内農薬類(目15)の設定項目

(最終改正：平成26年3月31日付け健発0331第30号)

農薬番号	農薬成分	農薬番号	農薬成分
1	1, 3 - ジクロロプロペン(D - D)	61	チアジニル
2	2, 2 - DPA(ダラボン)	62	チウラム
3	2, 4 - D(2, 4 - PA)	63	チオジカルブ
4	EPN	64	チオフアネートメチル
5	MCPA	65	チオベンカルブ
6	アシュラム	66	テルブカルブ(MBPMC)
7	アセフェート	67	トリクロビル
8	アトラジン	68	トリクロルホン(DEP)
9	アニロホス	69	トリシクラゾール
10	アミトラズ	70	トリフルラリン
11	アラクロール	71	ナプロパミド
12	イソキサチオン	72	パラコート
13	イソフェンホス	73	ピペロホス
14	イソプロカルブ(MIPC)	74	ピラクロニル
15	イソプロチオラン(IPT)	75	ピラゾキシフェン
16	イプロベンホス(IBP)	76	ピラゾリネート(ピラゾレート)
17	イミノクタジン	77	ピリダフェンチオン
18	インダノファン	78	ピリプチカルブ
19	エスプロカルブ	79	ピロキロン
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	80	フィプロニル
21	エトフェンブロックス	81	フェニトロチオン(MEP)
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	82	フェノブカルブ(BPMC)
23	エンドスルファン(ベンゾエピレン)	83	フェリムゾン
24	オキサジクロメホン	84	フェンチオン(MPP)
25	オキシ銅(有機銅)	85	フェントエート(PAP)
26	オリサストロビン	86	フェントラザミド
27	カズサホス	87	フサライド
28	カフェンストロール	88	ブタクロール
29	カルタップ	89	ブタミホス
30	カルバリル(NAC)	90	ブプロフェジン
31	カルプロパミド	91	フルアジナム
32	カルボフラン	92	プレチラクロール
33	キノクラミン(ACN)	93	プロシミドン
34	キャプタン	94	プロチオホス
35	クミルロン	95	プロピコナゾール
36	グリホサート	96	プロビザミド
37	グルホシネート	97	プロベナゾール
38	クロメプロップ	98	プロモブチド
39	クロルニトロフェン(CNP)	99	ベノミル
40	クロルピリホス	100	ペンシクロン
41	クロロタロニル(TPN)	101	ベンゾビシクロン
42	シアナジン	102	ベンゾフェナップ
43	シアノホス(CYAP)	103	ベンタゾン
44	ジウロン(DCMU)	104	ペンディメタリン
45	ジクロベニル(DBN)	105	ベンフラカルブ
46	ジクロルボス(DDVP)	106	ベンフルラリン(ベスロジン)
47	ジクワット	107	ベンフレセート
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	108	ホスチアゼート
49	ジチアノン	109	マラチオン(マラソン)
50	ジチオカルバメート系農薬(二酸化炭素として)	110	メコプロップ(MCPP)
51	ジチオビル	111	メソミル
52	シハロホップブチル	112	メタム(カーバム)
53	シマジン(CAT)	113	メタラキシル
54	ジメタメトリン	114	メチダチオン(DMTP)
55	ジメトエート	115	メチルダイムロン
56	シメトリン	116	メトミノストロビン
57	ジメピベレート	117	メトリブジン
58	ダイアジノン	118	メフェナセツト
59	ダイムロン	119	メプロニル
60	ダゾメット	120	モリネート

別表3（第3条関係）

原水管理項目

番 号	項 目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量（BOD）
3	化学的酸素要求量（COD）
4	紫外線（UV）吸光度
5	浮遊物質（SS）
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン（THM）生成能
10	生物

別表4 (第3条関係)

要 検 討 項 目

(最終改正：平成24年3月5日付け健水発0305第4号)

番 号	項 目	目 標 値 (mg/L)
1	銀	—
2	バリウム	0.7
3	ビスマス	—
4	モリブデン	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17- β -エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2,4-トルエンジアミン	—
14	2,6-トルエンジアミン	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2 (暫定値)
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)
26	マイクロキシチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	クロロピクリン	—
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2

※トリブチルスズオキサイドの目標値

水道水質検査結果表 (平成 年度) (No.)

専用水道設置者名	
浄水場等名	水源名

区分	検査項目	基準値等	原水水質 ()				浄水水質				
			最高値	最低値	平均値	測定回数	最高値	最低値	平均値	測定回数	
基準	1 一般細菌	100個/mL以下									
	2 大腸菌	検出されないこと									
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下									
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下									
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下									
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下									
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下									
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下									
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下									
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下									
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下									
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下									
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下									
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下									
	15 1, 4-ジジオキサン	0.05mg/L以下									
	項目	16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下								
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下									
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下									
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下									
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—	—	—					
21 塩素酸		0.6mg/L以下	—	—	—	—					
22 クロロ酢酸		0.02mg/L以下	—	—	—	—					
23 クロロホルム		0.06mg/L以下	—	—	—	—					
24 ジクロロ酢酸		0.04mg/L以下	—	—	—	—					
25 ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	—	—					
26 臭素酸		0.01mg/L以下	—	—	—	—					
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下	—	—	—	—					
28 トリクロロ酢酸		0.2mg/L以下	—	—	—	—					
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	—	—	—	—					
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下	—	—	—	—					
目		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下								
	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下									
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下									
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下									
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下									
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下									
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下									
	38 塩化物イオン	200mg/L以下									
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下									
	40 蒸発残留物	500mg/L以下									
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下									
	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下									
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下									
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下									
	45 フェノール類	0.005mg/L以下									
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下										
47 pH値	5.8以上8.6以下										
48 味	異常でないこと										
49 臭気	異常でないこと										
50 色度	5度以下										
51 濁度	2度以下										

- ・ 水源名には、関係する水源等を全て記入する。
- ・ 原水水質は原則着水井水質とし、これがない場合は最も取水量の多い水源 1ヶ所の水質とする。
なお、記入した原水の名称を () 内に記入する。(例 集合井、○○水源)
- ・ 浄水水質は原則浄水池水質とし、これがない場合は、代表的な地点 1ヶ所の水質とする。
- ・ 基準値を超過している場合は、水質データの左の欄に * を記入する。
- ・ 大腸菌は、最高及び最低には ° + °か ° - ° を、平均には陽性の回数を記入する。
- ・ 味及び臭気が「異常なし」の場合は 0 を記入する。
- ・ 「水道統計調査の水質編」又は「専用水道設置者が独自に作成する水質年報等」を提出することで、本報告を省略することができる。

水道水質検査結果表(平成 年度)(No.)

専用水道設置者名	
浄水場等名	水源名

区分	検査項目	目標値	原水水質()				浄水水質				
			最高	最低	平均	測定回数	最高	最低	平均	測定回数	
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下									
	2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)									
	3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下									
	4 削除	削除									
	5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下									
	6 削除	削除									
	7 削除	削除									
	8 トルエン	0.4mg/L以下									
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下									
	10 亜塩素酸 ※	0.6mg/L以下									
	11 削除	削除									
	12 二酸化塩素 ※	0.6mg/L以下									
	13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)									
	14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)									
	15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下									
	16 残留塩素	1mg/L以下									
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下									
	18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下									
	19 遊離炭酸	20mg/L以下									
	20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下									
	21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下									
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下									
	23 臭気強度(TON)	3以下									
	24 蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下									
	25 濁度	1度以下									
	26 pH値	7.5程度									
	27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける									
	28 従属栄養細菌 (参考)一般細菌 (同時に実施されたもの)	1mLの検水で形成される集落 数が2,000以下(暫定) -									
	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下									
	30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下									

- ・ 水源名には、関係する水源等を全て記入する。
- ・ 原水水質は原則着水井水質とし、これがない場合は最も取水量の多い水源1ヶ所の水質とする。
- ・ なお、記入した原水の名称を()内に記入する。(例 集合井、○○水源)
- ・ 浄水水質は原則浄水池水質とし、これがない場合は、代表的な地点1ヶ所の水質とする。
- ・ 目標値を超過している場合は、水質データの左の欄に「*」を記入する。
- ・ 「水道統計調査の水質編」又は「専用水道設置者が独自に作成する水質年報等」を提出することで、本報告を省略することができる。
- ・ ※は浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を使用する場合に実施する項目である。

(平成 年度) 水道給水フロー図

番号	(取水施設)	(浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)

* 番号は様式3-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。

* 県水受水の取水施設は受水場等とする。

<凡例>

水道施設

- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法; []

基本処理

- 01=急速ろ過(消毒含む)
- 02=緩速ろ過(消毒含む)
- 03=消毒のみ
- 04=膜ろ過(消毒含む)
- 05=膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

- 11=前塩素処理
- 12=中間塩素処理
- 13=後塩素処理
- 21=粉末活性炭
- 22=粒状活性炭
- 23=オンデン処理
- 24=生物処理
- 25=ストリッピング処理
- 31=エアレーション
- 32=マンガン接触ろ過
- 33=アルカリ剤処理
- 34=マイクロストレーナー
- 35=二段凝集処理
- 36=多層ろ過
- 37=鉄バクテリア利用法
- 38=酸処理
- 41=紫外線処理
- 39=その他の浄水処理

(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)

様式第2-(2) (第5条関係)

専用水道設置者名 (No.)

(平成 年度) 水源状況表

水源番号	*1 水源名称	*2 水源種別	水源所在地	規模	計画取水量 (m ³ /日)	年度取水 実績最大値 (m ³ /日)	年度取水 実績平均値 (m ³ /日)	*3 備考

*1 認可されている全ての水源について記入する。
 *2 右表から選択して表流水・伏流水の場合は、河川名も併せて記入する。
 *3 井戸の場合はストレーナーの位置を、県水受水の場合は県企業庁浄水場名を記入する。
 また、計画及び休止の場合は、その区別を記入し、それぞれ使用開始予定年度及び休止開始年度も併記する。

ダム直接	伏流水	原水受水
ダム放流	浅井戸水	浄水受水
湖沼水	深井戸水	
表流水(自流)	湧水	

様式第2-(3) (第5条関係)

専用水道設置者名 (No.)

(平成 年度) 浄水場等状況表

*1 番号	*2 浄水場等名	*3 水源番号	*4 浄水処理	計画能力 (m ³ /日)	年度 現在能力 (m ³ /日)	年度浄水 実績最大値 (m ³ /日)	年度浄水 実績平均値 (m ³ /日)	備考

- *1 上水道事業については、水道統計調査の浄水場等コードと整合をとる。
- *2 認可されている全ての浄水場を記入することとし、計画の場合は備考に竣工予定年度を記入する。
 県水の受水場についても記入し、浄水実績等には受水量を記入する。なお、当該浄水場の単独配水系統を有しない場合は、他系統水と合流する配水池等も浄水場として記入する。
- *3 様式2-(2)の水源状況表の水源番号を丸数字で記入する。
 なお、他の浄水場系の送水を混合して配水する場合は、その浄水場等番号も記入する。
- *4 右表から選択して番号を記入する。

基本処理		
01=急速ろ過(消毒含む)	02=緩速ろ過(消毒含む)	03=消毒のみ
04=膜ろ過(消毒含む)	05=膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)	
その他処理		
11=前塩素処理	12=中間塩素処理	13=後塩素処理
21=粉末活性炭	22=粒状活性炭	23=オゾン処理
24=生物処理	25=ストリッピング処理	31=エアレーション
32=マンガン接触ろ過	33=アルカリ剤処理	34=マイクロストレーナー
35=二段凝集処理	36=多層ろ過	37=鉄/バクテリア利用法
38=酸処理	41=紫外線処理	39=その他の浄水処理
(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)		

様式第2-(4) (第5条関係)

専用水道設置者名	
----------	--

水質検査の委託状況表

1 委託状況

	委託状況*			委託先	備考
	なし	一部	全部		
毎日検査項目					
水質基準項目					
水質管理目標設定項目					
要検討項目					
原水管理項目					

・*該当する欄に○を記入

2 今後の方針

--

水質監視結果表 (平成 年度)

実施主体 (専用水道設置者名)						
区 分	1 表流水	2 地下水	3 給水栓水			
監視地点名				番 号		
監 視 項 目	基準値・目標値		最 高	最 低	平 均	回 数

※「水道統計調査の水質編」又は「専用水道設置者が独自に作成する水質年報等」を提出することで、本報告を省略することができる。